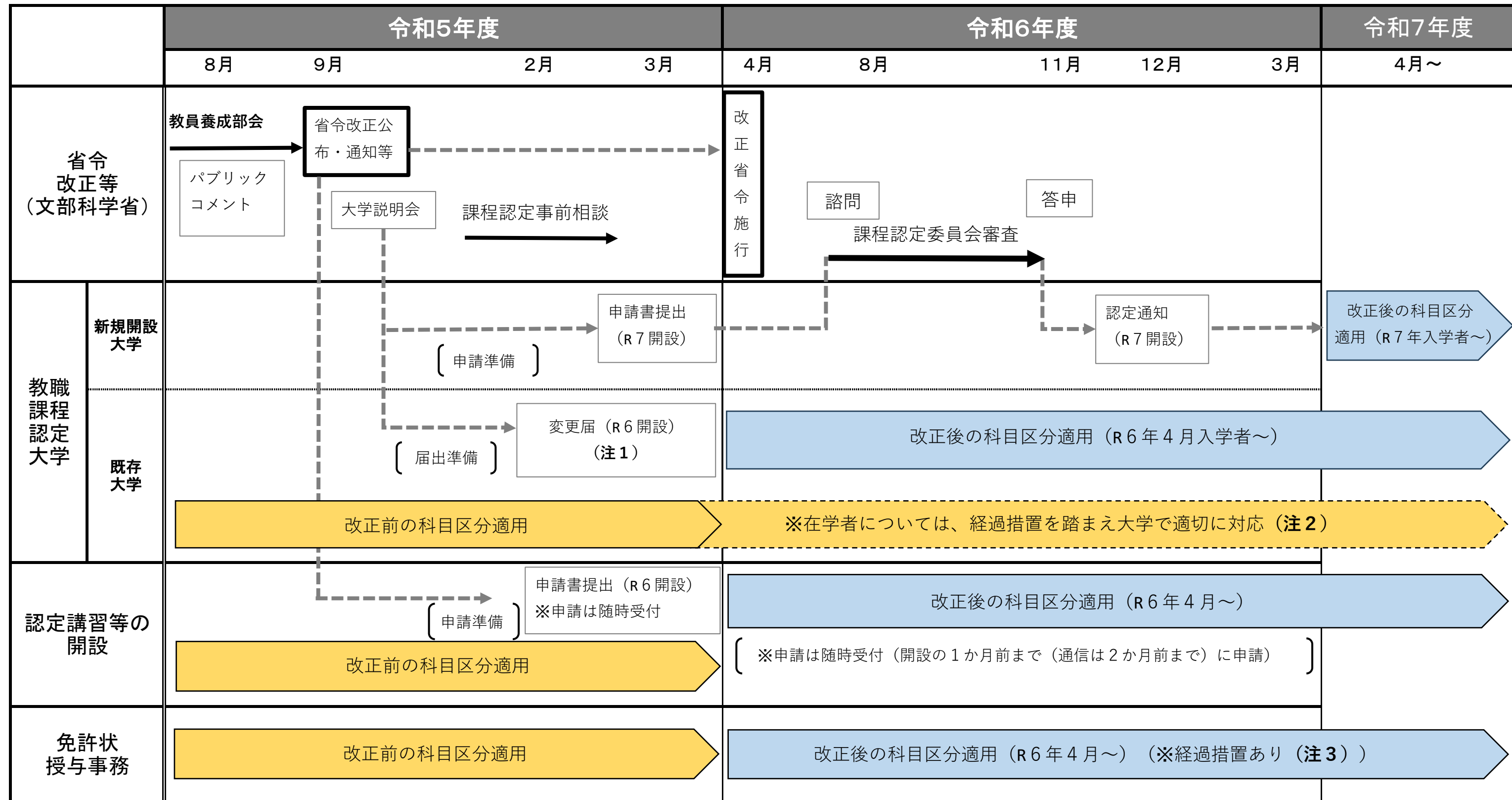


教科に関する専門的事項の改正に係るスケジュール（予定）



(注1) 施行日が令和6年4月であるため、令和6年度入学者以降のカリキュラムは本改正後の科目区分に即した変更届による手続を行うこととなる(必須)。なお、現在、本改正に係る教科の教職課程認定申請をしている大学(R6年度開設分申請)については、認定後の計画変更届手続において、改正内容の変更対応を受け付ける。

(注2) 経過措置により、既に修得した又は卒業までに修得する改正前の科目区分の科目は、基本的に改正後の科目として読み替えが可能。在学者について、改正前の科目で履修させた上で経過措置による読み替えを行うか、改正後の科目に変更した上で履修させるかは、大学の状況に応じて判断すること。在学者にも改正後の科目を履修させる場合は、在学者にも適用する旨の変更届による手続を行う。

(注3) 改正前の科目を修得した者の免許状授与申請が考えられるため、経過措置を踏まえ授与事務の対応を行うこと。